

平成22年度 第3回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成22年9月2日(木)					開会	午前 9時30分	閉会	午前10時45分
会議場所	市長公室		出席者数	委員定数14名中 出席者14名					
出席者	委員	1号	会長	平井 允		2号	職務代理	関野 兼太郎	
			委員	林 三喜			委員	藤屋 喜代美	
			委員	谷澤 誠			委員	瀬戸口 幸子	
			委員	星野 光弘			委員	篠田 剛	
		2号	委員	須藤 敦夫		委員	梅田 昌照		
			委員	横山 久恵		委員	南部 光照		
			委員	大澤 英雄		委員	守山 義一		
臨時委員	なし		参考人	なし					
幹事	桶田 正								
庶務担当課職員及び説明担当員等	(庶務兼説明担当職員) 新井副部長兼課長、新井副課長、阿部主査、齊藤主査 (説明担当員) 産業振興課：岩田副部長兼課長、忍田副課長、村木主査								
欠席委員									
議長	平井 允			担当書記	齊藤 博之				

## 会 議 事 項

### 1 開 会 桶田 幹事

### 2 会長あいさつ 平井 会長

### 3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中14名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

### 4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として「大澤英雄」委員と「梅田昌照」委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

### 5 議 事

#### (1) 諮 問

#### ①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、7月9日から23日までの2週間行い、縦覧者「6名」・意見書提出「0名」と報告。

## 会 議 事 項

### 質疑応答

委員：生産緑地地区の指定に関する申出期間は、どの程度設けたのか。

担当：平成19年11月に開催した地域説明会をはじめ、平成20年2月に説明会及び意向調査を実施。同年3月に個別説明会、平成21年12月に意向の変更確認平成22年5月14日付で通知発送、6月2日・3日に同意書の受領会を実施しました。

委員：第235号及び250号生産緑地地区に中抜けしている区域があるが。

担当：鉄塔用地及び地権者の意向により、生産緑地地区の指定を希望しない土地です。

委員：地区内農地における生産緑地地区指定の面積割合及び地権者数は。また、地区番号の付番にルールはあるのか。

担当：諏訪地区は、農地3.10ヘクタールのうち2.55ヘクタールの約8割強、地権者数20名のうち12名です。水子地区は、農地37.50ヘクタールのうち26.50ヘクタールの約7割、地権者数173名のうち110名です。なお、地区番号の付番についての定めは特にありません。

委員：受領会以降においても、生産緑地地区に指定するか否かを悩んでいる地権者がいたと聞いている。受領会以降に変更を申し出た地権者はいたのか。また、今後追加の申し出があった場合、追加指定は可能か。

担当：受領会を最終締切日として設定していましたが、同時点において意向の確認ができない地権者は個別に相談を受けました。受領会以降に変更を申し出された方は、4名と記憶しています。また、既に生産緑地地区への指定希望の最終確認を行っており、変更希望は無いと考えています。

委員：生産緑地地区の指定を受けた農地は、継続的な耕作を行わなければならないなどの制限が加わるのか。

担当：生産緑地地区については、耕作できる農地として管理することが必要です。

委員：農地が適正に管理されているかなどの確認は実施しているのか。

担当：農地が適正に管理されているかは、市農業委員会において現地調査を実施し、

## 会 議 事 項

必要に応じて指導を行っています。

委員：地区計画に位置付けのある地区施設道路予定地をはずして生産緑地地区指定を行っているのか。

担当：地区施設道路等の測量は行っていないため、地区施設道路予定地も含めた区域を生産緑地地区に指定をしています。

委員：地権者の申し出を受け、行政は生産緑地地区の指定に関する法定手続きを行うものである。申し出のため仕方が無い部分はあるが、これまでの審議会において概ね10年を目途とする都市基盤整備を進めていくとの説明があったが、整合は図れるのか。

担当：生産緑地地区の指定がされている土地についても、道路整備などの場合、解除が可能となっています。また、市街化区域への編入後については、土地区画整理事業等による事業手法を活用し基盤整備を進められるよう地権者の皆様と話し合っていきたいと考えています。

委員：地権者の中には、市街化区域への編入を希望する反面、農業継続をしたいとの意向があるなど両面の想いがあるため、生産緑地地区を希望される地権者が多くいらっしゃるものと考えられる。

委員：土地区画整理事業を実施する場合、生産緑地地区の解除は必要となるのか。

担当：土地区画整理事業を行っても、生産緑地地区を解除することはできません。

委員：生産緑地地区の指定を受けると、何年間、農地として使用しなければならないのか。

担当：30年間の行為制限がかかります。

委員：相続などにより生産緑地地区の買取り申し出がされるが、買取りに至るケースはほとんどなく、結果、宅地利用されるなど、市街化区域内の農地が減少している。市街地における農地は、緑地やオープンスペースなど一定の役割を担うものであり、可能な限り保全を進めなければならない。

担当：ご指摘のとおり、市街地における農地は重要な役割を担っているため可能な限り保全をしていかなければならないと考えておりますが、農業従事者の高齢化や

## 会 議 事 項

後継者不足など様々な諸事情による課題もあります。現在、耕作放棄地などの解消を図るため、地権者が指導を行う市民農園や体験農園などに活用が可能かなどの検討を行っています。

委員：前回の審議会において議論した「区域区分などの変更について」の案件と今回の議論している「生産緑地地区の変更について」の案件は、同一地区のまちづくりについて議論しているものであり、別々の場で議論を行うことは地区全体のまちづくりを議論できないのではないかと。

担当：水子・諏訪地区の市街化区域への編入に伴う一連の手続きであり、前回審議会において区域区分の変更などの答申結果を踏まえ、以降の手続きとして今回の生産緑地地区の諮問をさせていただいているものです。都市計画の手続き上、時間的な差が生じていますが地区全体のまちづくりとして進めています。

以上の質疑を経て、採決を行う。

①「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」挙手により賛否を諮ったところ、賛成多数（挙手12名）で原案のとおり「賛成」することに決定。

6 閉 会 桶田 幹事